

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 21 日から 51 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 10 月 21 日に、A株式会社から、新設された関連会社のB株式会社に転籍したが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。申立期間も勤務していたのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年 10 月 21 日付けで、A株式会社から関連会社のB株式会社に転籍したが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、B株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B株式会社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、申立人は、申立期間前後に、A株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、申立人が一緒に転籍したとして氏名を挙げた同僚は、申立人と同様に、昭和 51 年 10 月 1 日付けで、再度、A株式会社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、上記の同僚は既に死亡しており、証言を得ることができない上、A株式会社において昭和 51 年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入している当該同僚を含む7人のうち6人は、雇用保険の記録から、B株式会社に勤務していたことが確認できるところ、そのうちの一人は、「厚生年金保険には、A株式会社に頼んで加入させてもらったと聞いている。」と証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社は解散している上、事業主は既に死亡していることから、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 4 月 4 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月 1 日から同年 10 月末までの期間において、A株式会社の現場のB職として勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和 52 年 4 月 4 日から 56 年 9 月末までの期間において、C株式会社の現場のB職として勤務したが、申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。

雇用保険や出稼ぎ手帳の記録から働いていたのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「国（厚生労働省）の記録では、A株式会社における厚生年金保険の加入記録は昭和 44 年 7 月 1 日から同年 10 月 15 日までとされているが、同年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A株式会社では、「当時の資料が保管されておらず、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。」と回答している。

また、申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に勤務していたことは確認できるものの、申立人と同日の昭和 44 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性 6 人のうち、雇用

保険の記録が確認できる4人は、いずれも44年4月20日又は同年5月1日に雇用保険の資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録によると、当該4人は、厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることから、同社では、厚生年金保険については入社後すぐに加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の4人のうち連絡先が確認できた一人から聴取したものの、申立期間①について給与から厚生年金保険料の控除があったかどうかについては具体的な証言が得られなかった。

申立期間②について、申立人は、「雇入契約書及び雇入通知書では、A株式会社における雇用期間は昭和44年10月31日までとされている。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は同年10月15日とされており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している上、同僚から、申立人が申立期間②において勤務していたことをうかがわせる証言も得られなかった。

また、上記の雇用保険の記録が確認できる4人のうち3人は、雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とがほぼ一致していることが確認できる。

2 申立期間③及び④について、申立人は、「国（厚生労働省）の記録では、C株式会社における厚生年金保険の加入記録は昭和52年6月1日から56年9月1日までとされているが、52年4月4日から56年9月30日まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C株式会社では、「当社が保管するD国民健康保険組合の加入及び脱退届（控）の記録を確認したところ、申立人の記録は、申立人の厚生年金保険の記録と一致していた。当社では当時、厚生年金保険と国民健康保険組合の加入及び脱退手続きを一緒に行っていたので、申立期間③及び④については、雇用保険のみ加入し、厚生年金保険及び国民健康保険組合には加入していなかったと思われる。」と回答している。

また、申立期間③について、当時の複数の同僚は、「3か月程度の試用期間があり、その間は、厚生年金保険及びD国民健康保険組合への加入は無かった。」と証言している。

さらに、申立期間④について、上記のD国民健康保険組合の脱退届から、申立人の健康保険証が添付（返納）されていることが確認できる。

加えて、申立期間③及び④当時、C株式会社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者について雇用保険の記録を確認したところ、雇用保険の記録と厚生年金保険の記録とが一致していない者が複数確認できる。

3 このほか、申立期間①から④までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。